

市民後見人養成講座 (基礎研修)

12/1(木)
受付開始

成年後見制度は、認知症や知的障がい、精神障がいなどにより日常の手続きや金銭管理が難しい方が、後見人による支援を受けられる制度です。

市民後見人養成講座を修了し、市の名簿に登録すると、市民後見人として家庭裁判所の選任を受けることができます。

海老名市では、地域で成年後見の担い手となる市民後見人を養成するため、市民後見人養成講座（基礎研修）を開催します。

対象者

- ①海老名市に住所登録があること
 - ②令和5年3月31日現在の年齢が、満25歳以上満70歳以下の方
 - ③基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ※その他の応募資格は、市ホームページで確認できます。

費用

無料

申込方法

右のQRコードから説明動画の視聴をお申込みください。

養成講座への申込方法は、説明動画内にて案内があります。

※QRコードが読み込めない場合は、電子メールで神奈川県社会福祉協議会 (kouken@knsyk.jp) にお申込みください。



説明動画視聴
申込フォーム

基礎研修の日程・プログラム

日 程	内 容
令和4年12月1日(木) ～令和5年1月6日(金)	説明動画視聴・養成講座受講申込
令和5年1月16日(月) ～2月10日(金)	基礎研修Ⅰ受講(動画配信) 全13講、約15.5時間
令和5年2月1日(水)～15日(水)	基礎研修Ⅱ受講申込
令和5年3月1日(水)	基礎研修Ⅱ受講(集合研修・試験) 会場：海老名市総合福祉会館(予定)

※基礎研修の受講後、引続き令和5年度に開講予定の実践研修及び実務実習を受講していただきます。
すべての研修を修了後、市民後見人候補者名簿に登録し、後見人として選任されるまで待機していただく予定です。

くわしくは市ホームページか

☎ 045-534-6045(神奈川県社会福祉協議会)へお問い合わせください。

主 催 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会

共 催 海老名市

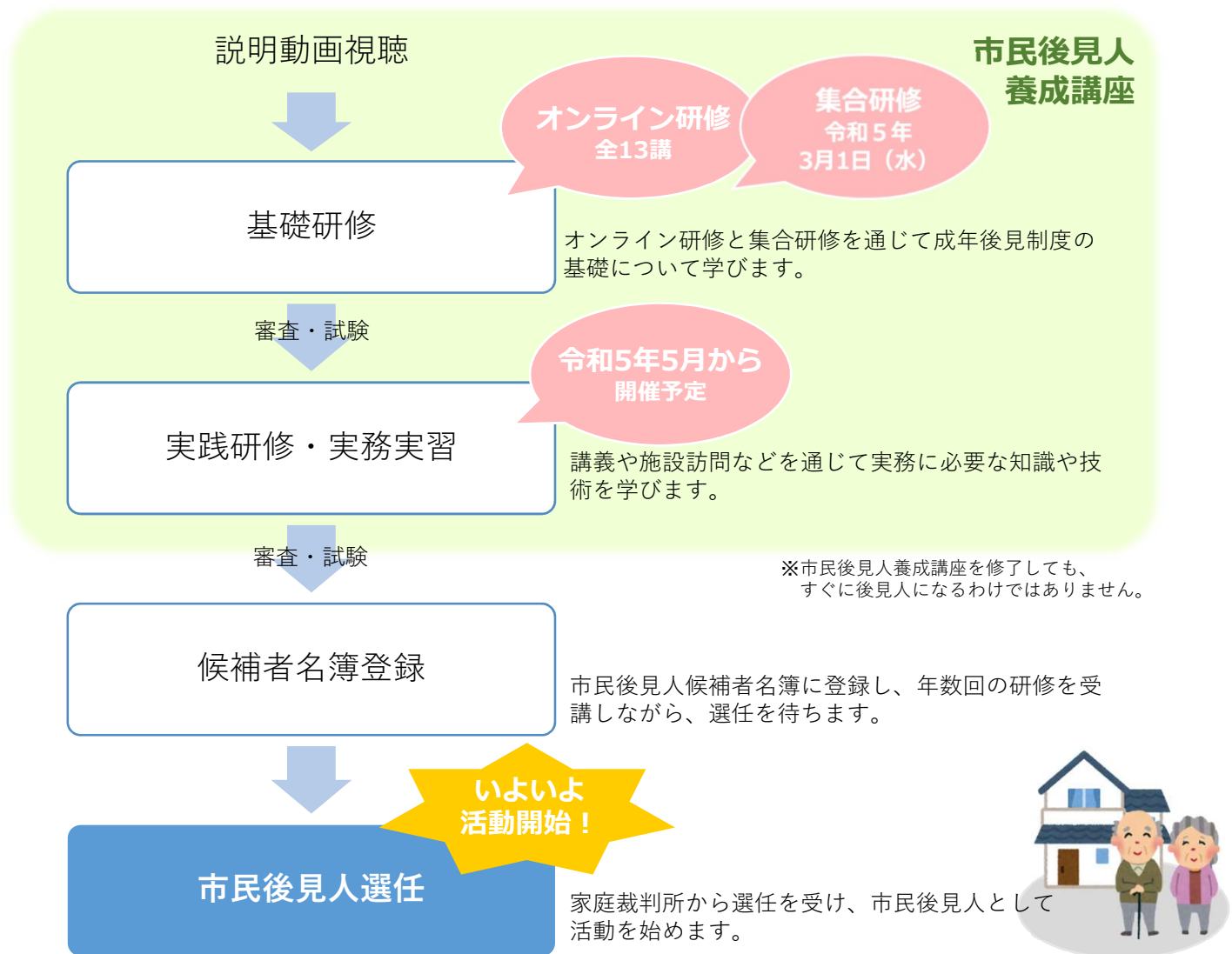
問 合 せ 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 地域福祉部権利擁護推進課

かながわ成年後見推進センター

電話 045-534-6045 メール kouken@knsyk.jp



市民後見人になるまでの流れ



市民後見人の主な活動

定期訪問

- ・月1回程度の訪問
- ・生活状況の確認 など

身上保護

- ・転居や施設入所手続
- ・入院の手続 など

活動報告

- ・本人の様子や財産の報告
- ・後見活動記録の提出 など

財産管理

- ・生活費、利用費の支払
- ・通帳、権利証の保管 など

意思決定支援

- ・決定のための情報提供
- ・自己決定の尊重 など

※後見人の活動は平日の日中が基本となるため、今後も常勤のお仕事などを予定されている方は、ご注意ください。